

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月27日	
条例の題名	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例	公 布 日	平成1年3月29日	
条例番号	平成元年三重県条例第27号	直近改正日	改正なし	
所管部局課	総務部人事課	電 話 番 号	059-224-2103	
条例の概要	昭和天皇の崩御に伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	目的を達成した。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	いいえ	条例の対象は、(1)昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員、及び(2)地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日における事由によるものである。このため、対象となる職員や債務が今後において発生することは無い。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	上欄のことから、現在行われているものは無い(ただし、当時の免除は現在においても有効)。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	該当なし		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	該当なし		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	今後において条例に定める対象が無いことから、廃止した場合でも支障はない(ただし、廃止によって当時の免除が無効になるものではないことを明示する必要がある。)	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	今後において、条例に定める手段を行使する対象が無い。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	該当なし		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	該当なし		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	廃止を検討する。 必要性の欄に記載のとおり、今後において対象となる職員等は無く、当該条例に基づいて措置すべきことも無いため、廃止することが妥当であると考えたため。	廃止した場合、条例に基づく当時の免除が有効である旨を附則にて明示する必要がある。	無	無